

令和8年2月27日

大洲河川国道事務所

## 肱川の河川砂利等の 採取希望者を公募します！

大洲河川国道事務所では、肱川へ洪水等により堆積した土砂について河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者を公募します。

● 申込み期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月13日（金）まで

● 採取の場所

肱川水系 肱川 左岸距離標 13k000～13k400付近（大洲市五郎地先）

● 全体予定数量

肱川 約4,000m<sup>3</sup>

● 採取の期間

許認可の日 から 令和8年5月29日まで

※申込み方法等の詳細については、添付の「公募要領」をご参照下さい。

※本施策は、四国圏広域地方計画広域プロジェクト[No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト]の取り組みに該当します。

大洲河川国道事務所 TEL (0893) 24-5185 (代)

問い合わせ先

副所長(河川)

○ 河川管理課長

たかしま

高島

にしだ

西田

やすのり

愛典

かずひと

和人

(内線 204)

(内線 331)

○ : 主な問合せ先

一級河川肱川水系肱川における  
河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者 公募要領

1. 公募の趣旨

国土交通省四国地方整備局（以下「河川管理者」という。）は、一級河川肱川水系肱川において、河川管理上、堆積土砂の掘削工事が必要と判断し、かつ当該工事の施工に伴い砂利等の発生が見込まれるため、河川法（昭和39年法律第167号）第20条の規定に基づく承認を受けて工事を行ない（以下「代行工事」という。）、併せて河川法及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定に基づき当該砂利等の採取を希望する者（以下「希望者」という。）を公募します。

応募される方は、本公募要領をお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

2. 公募箇所の概要

(1) 河川の名称

一級河川 肱川水系 肱川

(2) 採取の場所

肱川水系 肱川 左岸 13k000～13k400 付近 大洲市五郎地先

（別添位置図、平面図及び現況航空写真のとおり）

(3) 採取に係わる土地の面積

12,700平方メートル

（別添平面図のとおり）

(4) 採取できる砂利等の数量

レキ質土 予定数量4,000立方メートル

なお、希望数量が上記数量に達しない場合でも応募は可能である。

（ただし、希望数量は、全て掘削すること。）

(5) 採取の深さ

（別添標準横断面図のとおり）

(6) 採取の期間

許認可の日 から 令和8年5月29日まで

3. 土石採取料

河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取であるため、採取料を免除する。

4. 応募資格要件

希望者は、次の（1）から（5）までの要件を全て満たす者とする。

（1）砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること又は申込み締切り日の令和8年3月13日までに登録を受ける見込みがあること。

（2）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可（土木工事

業に限る。)を受けていること又は申込み締切り日の令和8年3月13日までに登録を受ける見込みがあること。

(3) 業務主任者を代行工事に専任で配置できること。

(4) 次の①から⑤までの事項のいずれにも該当しない者

①代行工事を履行する確実性が認められない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

③希望申込書の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法及び採石法（昭和25年法律第291号）に係わる違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けた者

④会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きまたは再生手続きの開始の申立てがなされて、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者

⑤過去3年間に法人税、所得税、消費税の滞納がある者

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(6) 欠格事項

次の①から⑤までの事項に該当した場合は、審査の対象としない。

①提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③公募期間内に必要な書類等が提出されなかった場合

④提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合

⑤その他不正行為があったと認められる場合

## 5. 応募申込み手続き等

(1) 応募申込み手続き

希望者は、次の書類を四国地方整備局大洲河川国道事務所河川管理課へ提出すること。

①申込書（様式1）

②採取計画概要書（様式2）

③誓約書（様式3）

④砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し

なお、砂利採取業者登録を申請中の場合は、申請書の写しを提出するものとし、登録完了後は、速やかに登録通知書の写しを提出すること。

⑤当該事務所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者試験合格証の写し

(2) 申込み方法

①郵送で申込み場合

申込み受付期間 令和8年2月27日から令和8年3月13日まで

【令和8年3月13日必着のこと】

送り先 〒795-8512 愛媛県大洲市中村210

四国地方整備局 大洲河川国道事務所 河川管理課

## ②持参する場合

申込み受付期間 令和8年2月27日から令和8年3月13日まで

【午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日を除く】

提出先 〒795-8512 愛媛県大洲市中村210

四国地方整備局 大洲河川国道事務所 河川管理課

## (3) 質問書の提出

質問書の提出期限は、令和8年3月13日とする。

提出先は、四国地方整備局大洲河川国道事務所河川管理課宛

(E-mail skr-oozuka52@mlit.go.jp) に、任意様式に必要事項を記入してメールで送付すること。なお、質問書送付時には、電話により着信確認を行うこと。

(TEL 0893-24-5185 (代))

## 6. 審査について

(1) 提出書類により応募資格要件の確認を行う。

(2) 審査方法は、採取計画概要書(様式2)の記載内容に基づき、原則、代行工事を行う候補者1者(以下、「候補者」という。)を選定する。ただし、審査結果に差異が認められない場合は、くじによる抽選にて選定する。

(3) スケジュール(予定)

申込締切	令和8年3月13日
選定結果の通知	令和8年3月17日
河川法等の申請期限	令和8年3月25日まで
河川法等の許認可の通知	令和8年3月27日
土砂の採取許可期間	許認可の日 から 令和8年5月29日まで

(4) 審査結果の通知

審査結果は、書面にて応募者に通知する。

審査結果に対して疑問がある者は、結果通知日から1週間以内に文書で質問することができる。提出先は、5.(2) 申込み方法に示す宛先とする。

## 7. 河川法及び砂利採取法の許認可手続き

(1) 申請手続き

候補者は、速やかに次の①、②の関係書類(以下「申請書」という。)を添えて、河川法第20条、25条及び砂利採取法第16条に基づく申請を行うこと。

なお、これらの申請を行い、河川管理者の許認可を受けて代行工事を行う者を、「代行者」と言う。

①河川法第20条の承認及び同法25条の許可の申請

- ・承認および許可の申請書
- ・事業の計画概要
- ・位置図

- ・平面図
- ・面積計算図
- ・面積計算書
- ・土量計算書
- ・横断図

②砂利採取法第16条申請

- ・採取計画認可申請書
- ・砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し
- ・砂利採取場を管理する事務所の名称、住所及び連絡先
- ・業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者試験合格証の写し
- ・業務主任者が砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画書
- ・搬出経路を明示した図面

(2) 申請書の提出方法および提出先

申請書の提出部数は正本1部、副本1部の計2部とし、下記宛先まで郵送又は持参にて提出すること。

提出先 〒795-0072 愛媛県大洲市新谷980-1  
四国地方整備局 大洲河川国道事務所 肱川出張所  
TEL 0893-25-4649

(3) 提出期限

申請書の提出期限は、令和8年3月13日とする。特段の理由なく、この期限内の申請を行わない場合は、候補者の選定を取り消すことがある。

(4) 河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可の際に付すことを予定している条件の内容

- ①許認可の期間中、採取区域の周辺の見やすい場所に砂利採取法第29条に定める標識を設けなければならない。
- ②掘削工事の実施にあたっては、河川管理施設等を損傷しないように留意し、万一損傷したときは、速やかに大洲河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）に書面により届け出て、事務所長の指示に従わなければならない。この場合において、原状回復に要する費用は、代行者の負担とする。
- ③掘削工事及びそれに関連する諸設備その他の施設の用途を廃止したときは、事務所長の指示に従い、代行者が費用を負担して原形に復旧しなければならない。
- ④掘削箇所跡地の埋め戻し、廃土の処理等は、その都度、洪水の流れに支障のないようしなければならない。
- ⑤掘削土砂の運搬路（堤防、天端を含む。）は、常に良好な状態に保つよう維持、修繕しなければならない。
- ⑥掘削及び運搬にあたっては、その行為に伴う危険を防止するための必要な措置を講じなければならない。なお、河川内への進入路は肱川左岸13k600付近の堤外側坂路の利用を予定しているが、採取又は運搬に必要となる仮設物は、代行者の負担で設置することとし、採取完了後、速やかに撤去しなければならない。
- ⑦河川利用者、民地所有者、占用者等、第三者への危害を及ぼさないよう、より

一層の安全対策を講じなければならない。

- ⑧濁水対策等について適切に実施し、必要に応じて汚濁防止対策を講じること。
- ⑨出水時における作業員・仮設物・資機材等の避難方法や流出防止対策、降雨や河川水位等に関する情報の収集・伝達方法の確立等、防災措置に十分留意すること。
- ⑩出水等により河川管理者の判断で代行工事に係る許認可の変更または取り消しを行う場合がある。
- ⑪現場より発生した不要物（草、木、流木、ゴミ等）及び建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成23年3月30日付け環境省環廃産第110329004号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第3号）に準拠し、代行者の費用において適正に処理しなければならない。
- ⑫現場より発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に準拠し、分別・再資源化等を代行者の費用において適正に処理しなければならない。
- ⑬この許認可に係わる行為に着手するとき及び行為を完了したときは、速やかに事務所長に届け出て、検査を受けなければならない。
- ⑭採取時間その他採取行為の細部については、事務所長の指示に従わなければならない。
- ⑮許可の日から15日以内に採取行為に着手せず、採取の意図も認められないときは、許認可を取り消す場合がある。
- ⑯掘削にあたっては、別記様式aによる採取日誌を作成し河川管理者の指示があれば提示しなければならない。
- ⑰経済産業省令、国土交通省令で定められたところにより、業務状況報告書を提出すること。
- ⑱掘削工事の期限の延長は原則として許可しない。
- ⑲掘削箇所における粒径が300ミリメートルを超える転石については、採取を認めない。
- ⑳掘削箇所における土曜日、日曜日、国民の祝日、平日日没後の作業は禁止する。
- ㉑大雨等により河床掘削箇所に土砂が堆積するなど、砂利採取法16条の採取計画に変更が生じた場合には、同法第20条に基づく変更手続きを速やかにとること。
- ㉒許認可を受けた者の住所を変更したときは、速やかに事務所長に書面にて届け出なければならない。

## 8. その他

- (1) 掘削、積込、搬出及び付随する全ての費用（機械費、人件費、仮設費、安全費（公道に配置する交通誘導員含む））等、代行工事に要する費用は、河川法第69条の規定により代行者が負担しなければならない。
- (2) 第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は、肱川出張所へ速やかに

報告すること。なお、万一危害を発生したときは、代行者が賠償責任を負うものとする。

- (3) 申込書、採取計画概要書、及び代行工事の許認可等申請書の作成及び提出に要する費用は、代行者の負担とする。
- (4) 提出された申込書及び申請書は、返却しない。
- (5) 掘削箇所の試掘を希望する者は、河川管理者の立会の下、代行者自らの費用において行うことができる。
- (6) 代行者は、掘削土砂の運搬や選別等の実施にあたって、行政又は地域住民の意見を尊重しなければならない。
- (7) 掘削予定数量に達しない場合は、複数の候補者を選定する場合がある。又は別途公募を行うことがある。

## 9. 添付資料

位置図

現地航空写真

平面図

標準横断面図

## 10. 添付資料（提出書類の様式等）

申込書（様式1）

採取計画概要書（様式2）

誓約書（様式3）

別記様式 a

河川法第20条・第25条申請書

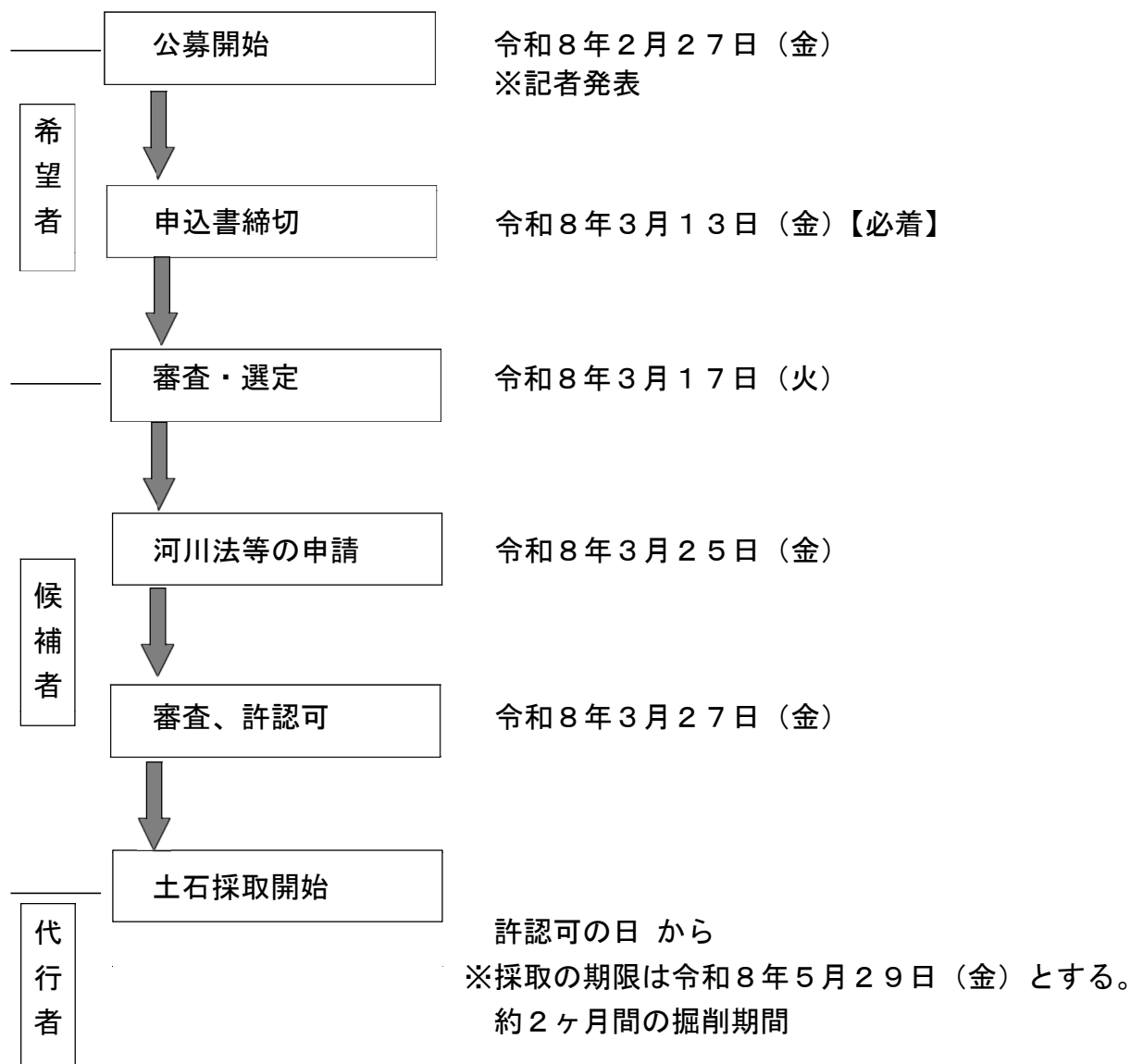
砂利採取法第16条申請書

業務状況報告書

砂利採取標識

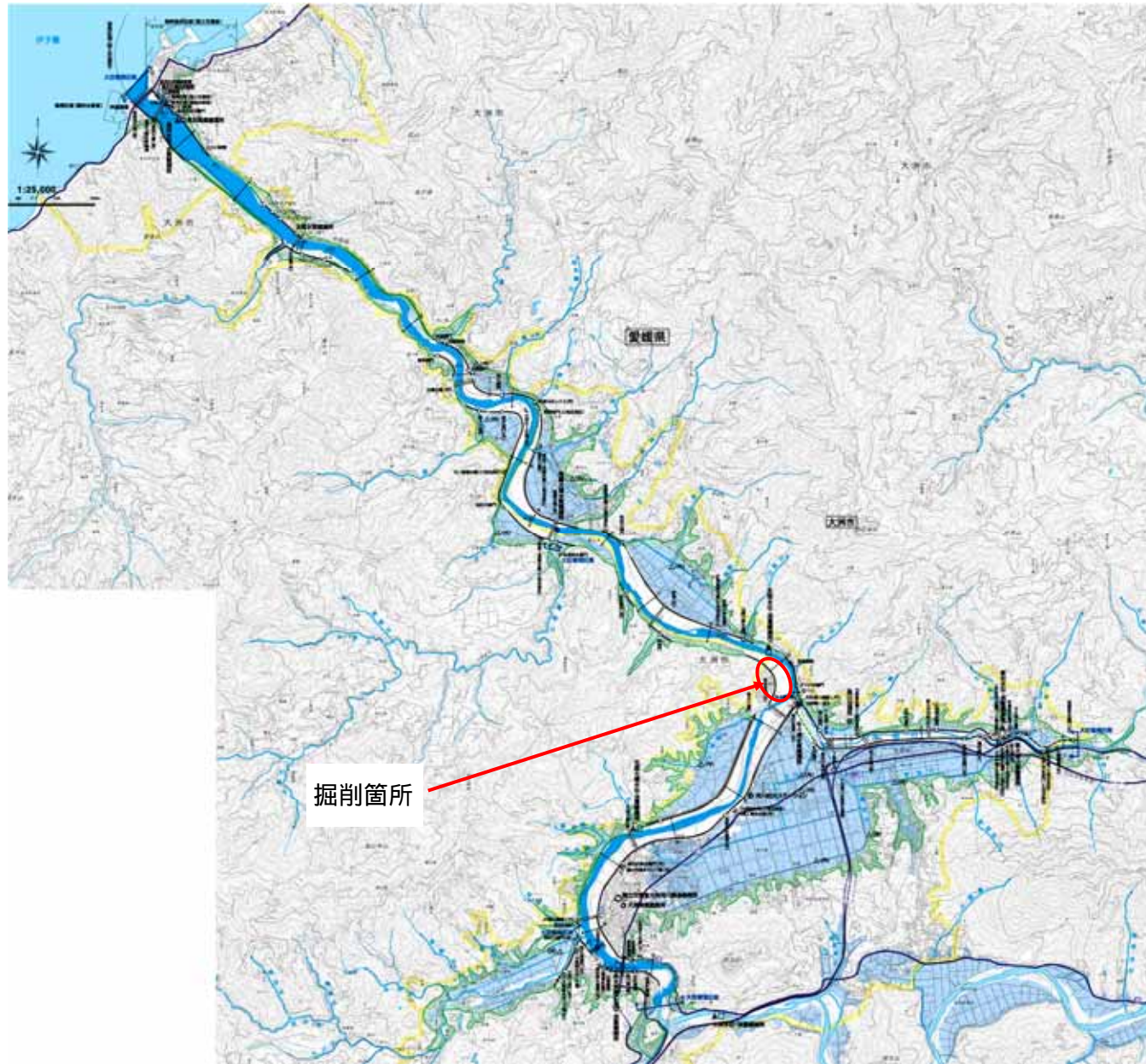
【参考】

## 肱川水系肱川 公募掘削 スケジュール



※上記スケジュールの日付は目安であり、変更となる場合がある。

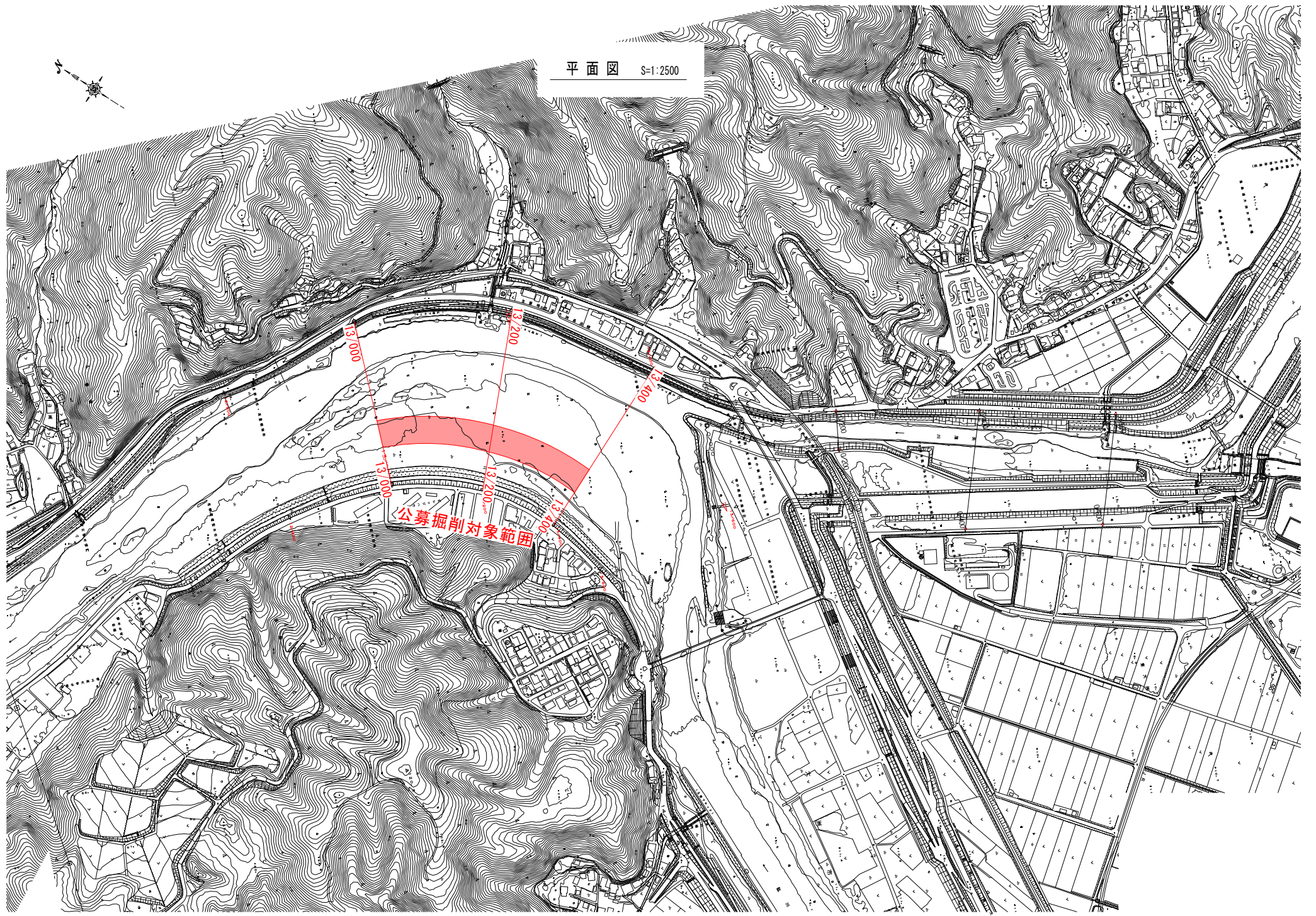
# 肱川位置図



国土地理院の地形図を複製したものに加筆したものです



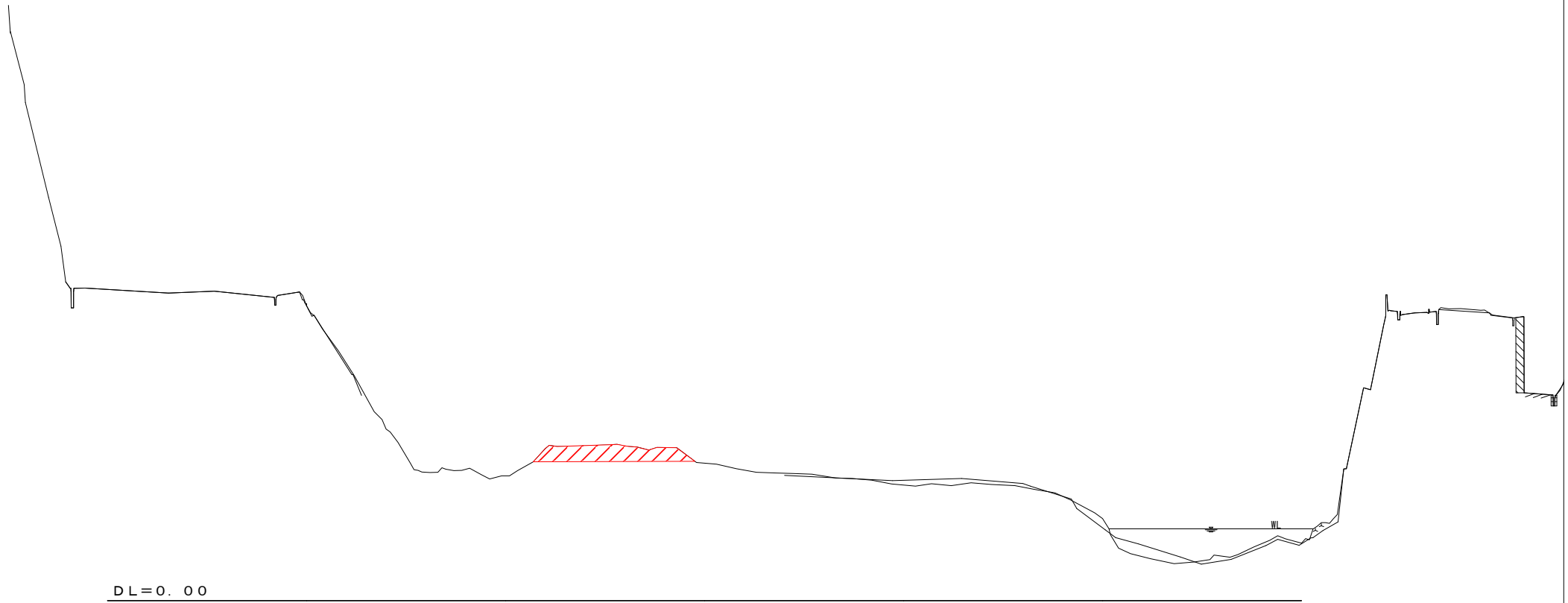
平面图 S=1:2500



# 標準断面図

13k200

H=1:500 V=1:100



【様式 1】

# 申 込 書

令和 年 月 日

四国地方整備局  
大洲河川国道事務所長 様

申出者 住所又は所在地

氏名又は名称等  
代表者氏名

印

一級河川肱川水系（肱川）における河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取の申込みについて

このことについて、別添採取計画概要書のとおり採取したいので申込みます。

【様式2】

## 採取計画概要書

(1)	氏名又は名称（ふりがな）	
(2)	住所又は所在地 連絡先（TEL）	
(3)	代表者氏名（ふりがな）	
(4)	担当者名（ふりがな） 担当部署 連絡先（TEL）	
(5)	砂利採取業の登録年月日及び登録番号 （写しを添付すること）	
(6)	建設業の許可年月日及び許可番号	
(7)	業務主任者	氏名（ふりがな） 資格取得年月日・番号
(8)	採取計画希望数量	m <sup>3</sup>
(9)	採取した土石の利用方法	
(10)	着手から完了までの工程	
(11)	作業員・仮設物・資機材等の待避方法や流出防止対策、降雨や河川水位情報等に関する情報の収集・伝達方法等	
(12)	掘削のための設備その他の施設	
(13)	洗浄選別後の不用残土等の処分方法	
(14)	砂利等の数量確認方法（掘削量及び搬出量）	
(15)	現場の管理方法（作業日、作業時間以外を含む）	
(16)	掘削に伴う災害及び事故防止のための方法及び施設	
(17)	濁水流下防止の方法	
(18)	砂利等の搬出先、搬出方法、及び搬出経路	
(19)	砂利等の搬出における安全対策及び清掃方法	交通要所へのガードマン配置 有（ 人 ） ・ 無
(20)	試掘希望の有無	有                  無

(注) ①工事工程表その他参考となる資料を添付すること。

②今後砂利採取業者の登録を受ける見込みの時は、登録申請書（案）を添付すること。

③当様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加すること。

## 採取計画概要書

(1)	氏名又は名称（ふりがな）	〇〇採石
(2)	住所又は所在地 連絡先（TEL）	愛媛県△△市▽▽町〇〇-□□ 089-×××-〇〇〇〇
(3)	代表者氏名（ふりがな）	〇〇 〇〇
(4)	担当者名（ふりがな） 担当部署 連絡先（TEL）	□□ □□ 〇〇〇〇部 089-×××-□□□□
(5)	砂利採取業の登録年月日及び登録番号 （写しを添付すること）	H〇〇-□□-×× 愛媛第 0000 号
(6)	建設業の許可年月日及び許可番号	H〇〇-□□-×× 国土交通大臣許可第 000000 号
(7)	業務主任者	氏名（ふりがな） 〇〇 〇〇（〇〇 〇〇） 資格取得年月日・番号 H〇〇-□□-××
(8)	採取計画希望数量	5, 000 m <sup>3</sup>
(9)	採取した土石の利用方法	土木建築工事用骨材
(10)	着手から完了までの工程	別紙の工程表による
(11)	作業員・仮設物・資機材等の待避方法や流出防止対策、降雨や河川水位情報等に関する情報の収集・伝達方法等	掘削土砂の仮置箇所や運搬ルート、安全対策、河川情報の収集と連絡体制を記入
(12)	掘削のための設備その他の施設	バックホウ 0.8m <sup>3</sup> 、ブルドーザ 5t
(13)	洗浄選別後の不用残土等の処分方法	埋立用盛土
(14)	砂利等の数量確認方法（掘削量及び搬出量）	掘削前後の河床高測量 車両重量計でダンプトラック積載数量確認
(15)	現場の管理方法（作業日、作業時間以外を含む）	現場進入路にバリケード、現場点滅灯の設置 重機は高水敷に保管し第三者が立ち入らないよう現場点滅灯で囲む。天候見て重機の避難判断
(16)	掘削に伴う災害及び事故防止のための方法及び施設	バックモニター付バックホウの採用。
(17)	濁水流下防止の方法	下流側にノッチタンク、汚濁防止フェンスの設置
(18)	砂利等の搬出先、搬出方法、及び搬出経路	プラントまでの経路を示した地図を添付
(19)	砂利等の搬出における安全対策及び清掃方法	交通要所へのガードマン配置 (有) (〇人) ・ 無 搬出口にタイヤ洗浄場の設置
(20)	試掘希望の有無	(有) 無

(注) ①工事工程表その他参考となる資料を添付すること。

②今後砂利採取業者の登録を受ける見込みの時は、登録申請書（案）を添付すること。

③当様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加すること。

【様式3】

令和 年 月 日

四国地方整備局  
大洲河川国道事務所長 様

申出者 住所又は所在地  
氏名又は名称等  
代表者氏名

印

## 誓 約 書

令和 年 月 日付けで公告のありました「一級河川肱川水系肱川における河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者 公募要領」を熟読した上で、下記のとおり誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

1. 砂利採取法第14条に定める業務主任者のうち少なくとも1名を本件に専ら従事させることができることを誓約いたします。
2. 次の①から⑤までの欠格事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。
  - ①当該作業を実施する能力を有しない者。
  - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
  - ③採取希望申込書の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法及び採石法（昭和25年法律第291号）に係わる違反による有罪判決、起訴（訴状中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。
  - ④会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きまたは再生手続きの開始の申立てがなされて、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。
  - ⑤過去3年間で法人税、所得税、消費税の滞納がある者。
3. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続しているものでないことを誓約いたします。

【別記様式 a】

(表紙にのみ記載)

住所・氏名			
許可番号		採取数量	m <sup>3</sup>
採取番号		採取期間	

A4 縦

採 取 日 誌			
			業務主任者 印
年	月	日	曜日
開始時間		終了時間	
運搬自動車延台数		台	採取稼動人員 人
業務主任者の監督に関する事項	時間	時	分から 時 分まで
	監督の内容		
	除去土、汚濁水及び埋戻し等の措置内容		
	災害の状況、原因及び措置内容		
その他			

# 承認及び許可申請書

令和 年 月 日

四国地方整備局長 殿

申請者：住 所

氏 名

印

別紙のとおり河川法第20条の承認及び第25条の許可を申請します。

## (河川の産出物の採取)

- 1 河川の名称
- 2 採取の目的
- 3 採取の場所及び採取に係わる土地の面積
- 4 河川の産出物の種類及び数量
- 5 採取の方法
- 6 採取の期間

### 備考

- 1 土石の採取にあつては、次のとおりとすること。
  - (1) 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類毎に、その数量を記載すること。
  - (2) 「採取の方法」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあつては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係わる掘さく又は切土の深さを記載すること。
- 2 「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を付記すること。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

収入印紙はり付け欄（消印を押してはならない）

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	年 月 日
※認可番号	

## 採取計画認可申請書

令和 年 月 日

四国地方整備局長 殿

住 所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

登録年月日及び登録番号

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域

肱川水系〇〇川 〇岸 〇〇〇地先  
国土交通省距離標 〇km～〇km  
面積 〇〇m<sup>2</sup> 申請書添付図面とおり

2 採取をする砂利の種類及び数量

砂利 〇〇m<sup>3</sup>

3 採取の期間

令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日

4 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の設備に関する事項

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

6 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 4 「砂利採取場の区域」については、砂利採取場の所在地及び面積を記載すること。
- 5 「採取をする砂利の種類及び数量」については、採取をする砂、砂利または玉石の種類毎ごとの数量及び全体の掘削又は切土の総量をそれぞれ立方メートル単位で記載すること。
- 6 「砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の設備に関する事項」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに採取の工程ごとに砂利の採取に係わる設備その他の施設の種類、能力及び数並びに掘削又は切土をする土地の面積及び深さ等を記載すること。
- 7 「砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」については、掘削（切土を含む。以下同じ。）工程にあつては、除去した土等の処理方法、掘削時の土砂崩れの防止の方法及び廃土石の処理方法等について、洗浄工程にあつては、汚濁水の処理方法（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域に汚濁水を排出する場合は、同条第4項に規定する「排水」に係わる同法第3条第1項又は第3項の規定により定められた「排水基準」を遵守するための方法）及びへどろの処理方法等についてそれぞれ記載するとともに土地の掘削の跡地の埋め戻しその他の処理の方法を記載すること。

# 業務状況報告書

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名または名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
登録年月日及び登録番号

砂利の採取計画等に関する規則第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 砂利採取場の場所及び面積				採取の場所 ※河川 ( ) 山 陸 海 その他				
	( )m <sup>2</sup>							
2 河川法等の法令の規定に基づく許可	砂利の採取または払い下げの根拠となる法令の名称		許可年月日	許可の有効期間	許可を受けた砂利の種類			
	河川法 第25条 砂利採取法 第16条							
3 砂利の採取のための設備等の設置状況	採取船	クワバケット形式	隻	破 碎 機	台	4 砂利の種類別採取料	砂 利	m <sup>3</sup>
		サトポンプ形式	隻	うち整砂機	台			
		その他の形式	隻	陸上水洗選別機	基	砂	m <sup>3</sup>	
	採取用機械	計	隻					
		可搬式採取機	台	汚濁水処理施設		基	栗 石	m <sup>3</sup>
		パワーショベル	台	沈殿池				
		ショベルローダー	台	汚濁水処理施設(ソックナー、フィルター・プレス)		基	玉石砕石	m <sup>3</sup>
		ブルドーザー	台					
その他 ( )	台	砂利採取場において砂利の採取に従事する者		人	合計	m <sup>3</sup>		
計	台							
5 災害の発生の有無、災害の内容及びそれに対して講じた措置								
6 砂利の採取に当たって障害となった事項								
7 採取をした砂利の都道府県別の販売先及びその数量	販売元	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	その他	計	
	都道府県別	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	( ) m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 3欄については、3月31日現在の状況を記載すること。
  - 1欄、2欄及び4欄から7欄までは、提出する年の前年の4月1日から提出する年の3月31日までの一年間について記載すること。
  - ※印の箇所は、該当する項目に○印をつけること。
  - 2欄の「砂利の採取又は払い下げの根拠となる法令の名称」については、例えば「河川法」、「農地法」のように記載することとし、「許可を受けた砂利の数量」については、全体の掘さく許可量を記載すること。
  - 3欄の( )内には、機械の名称を記載すること。
  - 6欄については、必要に応じ、資料を別紙として添付すること。

# 砂利採取法第29条に定める標識

